

6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱

農林水産事務次官依命通知

制定	平成25年5月16日	25食産第601号
一部改正	平成26年3月24日	25食産第4774号
一部改正	平成27年2月3日	26食産第3839号
一部改正	平成27年4月9日	26食産第4672号
一部改正	平成28年4月1日	27食産第5892号

第1 農林水産大臣は、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県並びに戦略策定市区町村（実施要綱第5の3に定める戦略策定市区町村をいう。以下同じ。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによるものとする。

第3 別表の区分欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用をしてはならない。

第4 法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のどおりとし、都道府県知事等（実施要綱第5の4に定める都道府県知事等をいう。以下同じ。）は、正副2部を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 都道府県知事等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、地方農政局長等が別に定める日までに行うものとする。

第6 都道府県知事等は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により交付金変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第8 都道府県知事等は、交付金事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第9 法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出して行うものとする。ただし、地方農政局長等が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 農林水産大臣は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長等に正副2部を提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした都道府県知事等は、前項の実績報告書を提出するに当たって第4の2ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金

に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4の2ただし書により交付の申請をした都道府県知事等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

- 第11 令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 第13 都道府県知事等は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県知事等は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、各事業実施主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加する者に対し、書面により指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (3) 事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である場合には、別記様式第7号によりこの交付金に係る交付金等支出明細書を作成し、別記様式第8号による交付金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え置いて公開するとともに、交付金の交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに都道府県知事等に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表(第2、第3、第7関係)

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
1 6次産業化ネットワーク活動推進交付金	1 支援体制整備事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (1) 6次産業化等に関する戦略の策定 (2) 人材育成研修会の開催 (3) 農林漁業者等へのサポート活動 2 推進事業のうち事業者タイプ 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (1) 加工適性のある作物導入 (2) 新商品開発・販路開拓の実施 3 推進事業のうち地域タイプ 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (1) 加工適性のある作物導入 (2) 新商品開発・販路開拓の実施 (3) 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大 (4) 直売所の売上げ向上に向けた多様な取組 (5) 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発 (6) 新技術等の事業化実証	定額 定額(事業費の1/3以内(ただし、市区町村が定める当該市区町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の1/2以内)) 定額(事業費の1/2以内(ただし、実施要綱別記2-2の第1の3の(4)に掲げる取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とする。))	経費の欄に掲げる1から3までの項目の相互間における流用(1から3までのそれぞれの項目内における各項目間における流用を除く。)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
2 6次産業化ネットワーク活動整備交付金	1 整備事業のうち事業者タイプ 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (1) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 ア 農林水産物等集出荷のために必要な施設 イ 農林水産物等処理加工のため	定額(事業費の3/10以内(ただし、事業実施主体に交付する補助金の額は実施要綱別記3-1の第3の3に定める方法により	経費の欄に掲げる1から3までの項目の相互間における流用	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

に必要な施設 ウ 農林水産物の高付加価値化及び地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設・地域食材提供施設 エ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 オ 収穫後用病虫害防除のために必要な施設 カ 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。） キ ア～カの附帯施設 (2) 6次産業化又は農商工等連携の取組に必要な、自らが行う農林水産物等の生産のために必要な施設等 ア 簡易土地基盤整備 イ 農業用水のために必要な施設 ウ 営農飲雑用水のために必要な施設 エ 高生産性農業用のために必要な施設 オ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設 カ 育苗のために必要な施設 キ 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設 ク 高品質堆肥製造のために必要な施設 ケ 新技術活用種苗等供給のために必要な施設 コ 特用林産物生産のために必要な施設 サ 農林水産物運搬のために必要な施設 シ 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。） ス ア～シの附帯施設 (3) 食品等の加工・販売のために必要な施設 ア 農林漁業者団体等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために整備する施設 イ アの附帯施設	算定された額))
2 整備事業のうち地域タイプ 実施要綱に基づいて行う加工機械等の導入に要する経費	定額（事業費の1/2以内（ただし、3,000万円を上限とする。))
3 附帯事務費 都道府県及び戦略策定市区町村が1及び2の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認又は事業	定額（1及び2の総事業費の額に0.01を乗じて得た額の1/2以

	の推進に必要な事務並びに指導監督 及び調査検討の実施に要する経費	内)		
--	-------------------------------------	----	--	--

(注) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度6次産業化ネットワーク活動交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び北海道の市町村にあつては北海道農政事務所長
沖縄県及び沖縄県の市町村にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印
(市区町村長 氏 名 印)

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第4の規定により、6次産業化ネットワーク活動推進交付金〇〇〇円、6次産業化ネットワーク活動整備交付金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

注）様式は別添のとおりとする。

1 支援体制整備事業及び推進事業

6次産業化ネットワーク活動推進交付金 ----- 様式A及び様式C

2 整備事業

6次産業化ネットワーク活動整備交付金 ----- 様式B及び様式C

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画 (Xは実績)

1 6次産業化ネットワーク活動推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

政策目的	事業概要	事業費	負担区分				備考
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
農林漁業の成長産業化		円	円	円	円	円	
合 計							

(注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県又は市区町村全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

3 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇〇円 うち国費〇〇〇〇円」）を記入すること。

4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

Ⅰ 事業の目的

Ⅱ 事業の内容及び計画（又は実績）

1. 6次産業化ネットワーク活動整備交付金の対象となる事業の内容等
(1) 事業費

単位：(円)

(1) 事業費								
政 策 目 的	事 業 概 要	事 業 費 (A)=(B)+(C)+(D)+(E)+(F)	負 担 区 分				備 考	
			自己資金 (B)	地方公共団体等による助成金				交付金 (F)
				うち貸付金	都道府県 (C)	市町村 (D)		
農林漁業の成長産業化			円	円	円	円	円	
合 計	事業費							
	附帯事業費							
	計							

(注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、事業者タイプと地域タイプに区分して都道府県又は市区町村全体で概略を記入するとともに、備考の欄に事業者タイプと地域タイプの種別を記入すること。
2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合に「除税額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「省略」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合に計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円」うち国費〇〇〇円）を記入すること。
また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別添様式を作成し、添付すること。
3 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(別紙)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他の
	〇金融公庫	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	
	〇農協	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

- (注) 1 事業内容欄は、実施要綱別記3-3の別表2に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。
2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式C

III 経費の配分及び負担区分

Ⅱ 経費の配分及び負担区分									
区 分		総事業費 (A)=(C)+(D) +(E)+(F)+(G)	事業に要する経費(又は要した経費) (B)=(D)+(G) 又は (E)+(G)	負 担 区 分				交 付 金	備 考
				自己資金 うち貸付金 (C)	地方公共団体等による助成金				
					都道府県 (D)	市区町村 (E)	その他 (F)		
1	6次産業化ネットワーク活動推進交付金	円	円		円	円		円	
2	6次産業化ネットワーク活動整備交付金								
アイ 事業費 附帯事務費									
合 計									

IV 事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

V 収支予算 (又は精算)

1 収入の部		本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
区	分			増	減	
1	交付金	円	円	円	円	
2	その他					
合 計						

2 支出の部

2 支出の部		本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
区	分			増	減	
1	6次産業化ネットワーク活動推進交付金	円	円	円	円	
2	6次産業化ネットワーク活動整備交付金					
合 計						

VI 添付書類

都道府県又は市区町村の本交付金の交付に関する規程又は要綱
実績報告の際は以下の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。

- なお、整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
1 事業実績内訳明細書 (様式別紙)
2

(別紙)
事業実績内訳明細書
事業種類 (6次産業化ネットワーク活動推進交付金)

交付先名	交付率	事業費	負担区分			備考
			交付金	都道府県費	市区町村費	その他
		円	円	円	円	円
合計						

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。
2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
3 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合に計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円」うち国費〇〇〇円）を記入すること。
4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

(別紙)
事業実績内訳明細書
事業種類 (6次産業化ネットワーク活動整備交付金)

交 付 先	施設等区分	事 業 費 (A)=(B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負 担 区 分				備 考		
			自己資金 (B)	地方公共団体等による助成金				交付金 (F)	
				うち貸付金	都道府県 (C)	市区町村 (D)			その他 (E)
		円	円	円	円				
</									

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入するとともに、備考の欄に事業者タイプと地域タイプ
 の種別を記入すること。
 2 施設等区分の欄は、整備事業は実施要綱別表の施設・機械等名を記入すること。「除税額〇〇〇円」を、同税額がない
 3 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合、「除税額〇〇〇円」を、同税額がない
 場合には「該当なし」と、同税額が明らかなでない場合には「各税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計
 の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円」のうち国費〇〇〇円）を記入すること。
 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第6関係）

平成〇〇年度6次産業化ネットワーク活動交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び北海道の市町村にあつては北海道農政事務所長
沖縄県及び沖縄県の市町村にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印
(市区町村長 氏 名 印)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、
下記のとおり変更したいので、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第6の規定に
基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。

2 交付金の額が増額する場合は、件名の「6次産業化ネットワーク活動交付金変更承認申請書」を「6次産業化ネットワーク活動交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第6の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第3号（第9関係）

平成〇〇年度6次産業化ネットワーク活動交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び北海道の市町村にあっては北海道農政事務所長
沖縄県及び沖縄県の市町村にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印
(市区町村長 氏 名 印)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		平成〇年〇月〇日まで に完了したもの		平成〇年〇月〇日以降 に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の別添様式CのⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号（第10関係）

平成〇〇年度6次産業化ネットワーク活動交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び北海道の市町村にあつては北海道農政事務所長
沖縄県及び沖縄県の市町村にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印
(市区町村長 氏 名 印)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、
下記のとおり実施したので、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第10の規定によ
り、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として6次産業化ネットワーク活動推進交付金〇〇〇円、6次産業
化ネットワーク活動整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部
分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものか
ら変更があつたものに限り添付すること。
また、以下の資料を添付すること。
- (1) 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
(2) 整備事業（事業者タイプ）にあつては、食料産業局長が別に定める貸付機関
が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書
類
(3) 事業実績内訳明細書
- 3 事業実施主体への交付を完了した年月日を、本様式に加筆すること。なお、複
数の事業実施主体へ交付を行った場合には、最終の交付年月日を加筆すること。

別記様式第5号(第10関係)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

(北海道及び北海道の市町村にあつては北海道農政事務所長
沖縄県及び沖縄県の市町村にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印
(市区町村長 氏 名 印)

平成〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった6次産業化ネットワーク活動交付金について、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の交付金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) 金 円
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 交付金返還相当額(3-2) 金 円

(注) 記載内容の確認のため、市町村別、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4条に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を事業実施主体ごとに記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

堅 固 耐 用

事業実施主体名

地区名	地区	事業実施年度	平成	年度	農林水産省所管交付金名
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は設置場所	着工年月日	しゅん工 年月日	経費の配分
					総事業費
					負担金
					都道府県費
					道路費
					市区町村費
					その他
					耐用年数
					処分制限期間
					承・認年月日
					処分の状況
					処分の内容
計					
合計					

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第7号（第13関係）

平成〇〇年度交付金等支出明細書

1. 交付金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 交付金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金 額
		千円
-----		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再交付等されているものに関する支出		
支 出 内 容	支 出 先	金 額
		千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支 出 内 容	支 出 先	金 額
		千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
合 計		千円
7. その他		
内 容		金 額
		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
8. 再交付等の割合		% (B/A)

(記入上の留意事項)

1 「5. 交付金等における管理費」の欄関係

「(1)人件費」の欄には当該交付金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費、「(2)一般管理費」の欄には当該交付金等の事業に係る一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)、「(3)その他の管理費」の欄には当該交付金等に係る管理費のうち(1)及び(2)のいずれにも該当しないものについて、内容を明らかにした上で、その金額を記入すること。

2 「6. 外部への支出」の欄関係

(1) 当該交付金等の目的たる事業に要する外部への支出を「(1)外部に再交付等されているものに関する支出」と「(2) (1)以外の支出」とに分類し、それぞれの支出内容及び支出先を明らかにした上で、その金額を記入すること。

なお、「外部に再交付等されているものに関する支出」とは、次のいずれかに該当する支出をいう。

① 当該特例民法法人から第三者に交付されている交付金、補助金、利子補給金等(間接補助金)

② 交付金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの(再委託費)。ただし、通常は、旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費並びに翻訳料/通訳料を除く。

(2) 「支出先」の欄には、会社等の具体的名称を記入するのではなく、「食品製造会社」、「建設会社」、「農協」、「都道府県」等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入すること。

3 「7. その他」の欄関係

「5. 交付金等における管理費」及び「6. 外部への支出」に該当しない経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入すること。

4 「8. 再交付等の割合」の欄関係

「4. 交付実績額」に占める「6. (1)外部に再交付等されているものに関する支出」の割合を記入すること。

別記様式第8号（第13関係）

平成〇〇年度補助金等概要報告書

法人名	
-----	--

(1) 年間収入（総収入－前期繰越金）			千円 (A)
(2) 交付金等の交付実績額			
名 称	交付金・委託費の別	交付官庁	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
合 計			千円 (B)
(3) 交付金等の年収比率			% (B/A)